

第7 「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」通達関係

昭和37年8月16日付直審(法)46「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(配当準備金繰入額の損金算入)</p> <p>4 生命保険会社が各事業年度において配当準備金(相互会社にあつては社員配当準備金、株式会社にあつては契約者配当準備金をいう。以下同じ。)として繰り入れた金額(未払配当の額として繰り入れた部分に限るものとし、法人税法施行令(以下「令」という。)第19条第3項第1号ハに規定する「未払の契約者配当の額に対して付されている利子に相当する金額」がある場合には、当該金額を除く。)については、当該事業年度の配当準備金繰入限度額に達するまでの金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>㊦</p> <p>(配当準備金繰入限度額)</p> <p>5</p> <p>㊦ 翌期配当所要額とは、生命保険会社が金融庁長官に提出する決算状況表に翌期配当所要額として記載される金額をいう。</p> <p>(生命保険契約に基づいて責任準備金に繰り入れる利子の金額の計算)</p> <p>9 令第19条第3項第1号イに規定する保険料積立金に係る利子に相当する金額は、同号括弧書の規定により積立利率の異なるごとに、次の算式により計算した額の合計額によるのであるから留意する。</p>	<p>(配当準備金繰入額の損金算入)</p> <p>4 生命保険会社が各事業年度において配当準備金(相互会社にあつては社員配当準備金、株式会社にあつては契約者配当準備金をいう。以下同じ。)として繰り入れた金額(未払配当の額として繰り入れた部分に限るものとし、法人税法施行令(以下「令」という。)第21条第2項第1号ハに規定する「未払の契約者配当の額に対して附されている利子に相当する金額」がある場合には、当該金額を除く。)については、当該事業年度の配当準備金繰入限度額に達するまでの金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>㊦</p> <p>(配当準備金繰入限度額)</p> <p>5</p> <p>㊦ 翌期配当所要額とは、生命保険会社が大蔵大臣に提出する決算状況表の資料14(「翌期・翌々期契約者配当所要額明細表」)の翌期配当所要額の欄に記載される金額をいう。</p> <p>(生命保険契約に基づいて責任準備金に繰り入れる利子の金額の計算)</p> <p>9 令第21条第2項第1号イに規定する保険料積立金に係る利子に相当する金額は、同号カッコ書の規定により積立利率の異なるごとに、次の算式により計算した額の合計額によるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
$\left[\begin{array}{l} \text{事業年度開始の時に} \\ \text{おける保険料積立金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事業年度終了の時に} \\ \text{おける保険料積立金} \end{array} \right] \times \frac{\text{積立利率}}{(2 + \text{積立利率})}$ <p>① ②</p> <p>(責任準備金繰入額中に損金に算入しない金額がある場合の利子の計算)</p> <p>10 令第19条第3項第1号イに規定する保険料積立金に係る利子に相当する金額を計算する場合において、責任準備金に繰り入れた金額のうち責任準備金繰入限度額を超えたため損金の額に算入されないものがあるときは、その損金の額に算入されない金額は、責任準備金とならないものとして、その損金の額に算入されない部分の金額を責任準備金の金額から控除した金額を基として、当該利子の金額を計算する。この場合における控除は、その損金の額に算入されなかった部分の金額を、まず、危険準備金の部分から控除し、なお、残額がある場合にその残額を保険料積立金の部分から控除する。</p> <p>(配当準備金に係る契約者配当の額の計算)</p> <p>11 令第19条第3項第1号ロに規定する契約者配当の額とは、当該事業年度末における配当対象契約につき4により損金の額に算入した配当準備金繰入額（以下12において同じ。）をいうのであるから留意する。</p> <p>(配当準備金に繰り入れた金額のうち受取利子、受取配当その他資産の収益からなる部分の金額の計算)</p> <p>12 令第19条第3項第1号ロに規定する「利子、配当その他の資産の収益か</p>	$\left[\begin{array}{l} \text{事業年度開始の時に} \\ \text{おける保険料積立金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事業年度終了の時に} \\ \text{おける保険料積立金} \end{array} \right] \times \frac{\text{積立利率}}{(2 + \text{積立利率})}$ <p>①(1) ②(2)</p> <p>(責任準備金繰入額中に損金に算入しない金額がある場合の利子の計算)</p> <p>10 令第21条第2項第1号イに規定する保険料積立金に係る利子に相当する金額を計算する場合において、責任準備金に繰り入れた金額のうち責任準備金繰入限度額を超えたため損金の額に算入されないものがあるときは、その損金の額に算入されない金額は、責任準備金とならないものとして、その損金の額に算入されない部分の金額を責任準備金の金額から控除した金額を基として、当該利子の金額を計算する。この場合における控除は、その損金の額に算入されなかった部分の金額を、まず、危険準備金の部分から控除し、なお、残額がある場合にその残額を保険料積立金の部分から控除する。</p> <p>(配当準備金に係る契約者配当の額の計算)</p> <p>11 令第21条第2項第1号ロに規定する契約者配当の額とは、当該事業年度末における配当対象契約につき4により損金の額に算入した配当準備金繰入額（以下12において同じ。）をいうのであるから留意する。</p> <p>(配当準備金に繰り入れた金額のうち受取利子、受取配当その他資産の収益からなる部分の金額の計算)</p> <p>12 令第21条第2項第1号ロに規定する「利子、配当その他の資産の収益か</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ら成る部分の金額」は、<u>配当準備金繰入額に、翌期配当所要額のうち</u>に翌期利差配当所要額（生命保険会社が<u>金融庁長官</u>に提出する決算状況表に<u>翌期利差配当所要額として記載される金額をいう。</u>）の占める割合を乗じて算出した金額によるものとする。</p> <p>.....</p> <p>（据置配当等に付される利子に相当する金額）</p> <p>13 令第19条第3項第1号ハに規定する「<u>据置配当の額（……）</u>又は未払の契約者配当の額に対して付されている利子に相当する金額」とは、生命保険会社が<u>金融庁長官</u>に提出する業務報告書の損益計算書に記載される社員配当金積立利息繰入額又は契約者配当金積立利息繰入額をいう。</p>	<p>ら成る部分の金額」は、<u>配当準備金繰入額に、翌期配当所要額のうち</u>に翌期利差配当所要額（生命保険会社が<u>大蔵大臣</u>に提出する決算状況表の資料14（<u>翌期・翌々期契約者配当所要額明細表</u>）に記載される<u>翌期利差配当所要額をいう。</u>）の占める割合を乗じて算出した金額によるものとする。</p> <p>.....</p> <p>（据置配当等に附される利子に相当する金額）</p> <p>13 令第21条第2項第1号ハに規定する「<u>すえ置き配当の額</u>又は未払の契約者配当の額に対して<u>附されている利子に相当する金額</u>」とは、生命保険会社が<u>大蔵大臣</u>に提出する業務報告書の損益計算書に記載される社員配当金積立利息繰入額又は契約者配当金積立利息繰入額をいう。</p>